

# 田辺市総合計画審議会条例

平成 17 年 5 月 1 日 条例第 14 号 改正

平成 19 年 12 月 28 日 条例第 30 号

平成 23 年 7 月 20 日 条例第 11 号

## (設置)

第 1 条 市の総合計画に関し、市長の諮問する事項を調査審議するため、田辺市総合計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

## (所掌事務)

第 2 条 審議会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 市が総合的かつ計画的にまちづくりを推進していくための基本構想（以下「基本構想」という。）の策定に関する事。
- (2) 基本構想に基づく基本計画の策定に関する事。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、市の総合計画に関し市長が必要と認める事項に関する事。

## (組織)

第 3 条 審議会は、委員 40 人以内で組織し、委員は、学識経験のある者のうちから、市長が委嘱する。

- 2 委員の任期は、委嘱の日から第 1 条に規定する市長の諮問事項に係る調査審議が終了する日までとする。

## (会長及び副会長)

第 4 条 審議会に、会長及び副会長 1 人を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 副会長は、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

## (会議)

第 5 条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

## (庶務)

第 6 条 審議会の庶務は、企画部において処理する。

## (委任)

第 7 条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、規則で定める。

## 附 則

この条例は、平成 17 年 5 月 1 日から施行する。

附 則（平成 19 年 12 月 28 日条例第 30 号抄）

## (施行期日)

- 1 この条例は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 23 年 7 月 20 日条例第 11 号）

この条例は、地方自治法の一部を改正する法律（平成 23 年法律第 35 号）の施行の日〔平成 23 年 8 月 1 日〕又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。